

臨時小児ドライブスルー発熱外来仮設ハウス借受 仕様書

1 概要

臨時小児ドライブスルー発熱外来の開設に伴い、作業場所となる仮設ハウス及び自家用電気工作物（発電機）を指定された期間で設置するものである。

2 納入場所（設置場所）

札幌市中央区 ※詳細については、下記連絡先にお問い合わせください。

3 借受期間（設置期間）

本契約締結の日から令和8年3月31日まで

※令和7年12月1日から使用可能となるよう設置すること。

借受の終了日については、前倒しする場合がある。この場合、撤去についても前倒しするが、それぞれの日付については、少なくともその1週間前には受注者に知らせる。

4 設置物の仕様

（1）仮設ユニットハウス

平屋建て 2棟（隣接）

1棟あたり L5,600mm×W2,400mm×H2,820mm（13.44㎡）程度

寒冷地仕様

※一体化したユニットハウス（約26.88㎡）で、内部が2部屋構成、かつ各部屋から独立した出入口を同じ長手に設けることが可能な場合は、そちらの仕様でも可能とする。

設備等仕様

- ・室内照明器具、換気扇、暖房機器（エアコン）、漏電ブレーカー30A
- ・床面耐荷重 180kg/㎡以上
- ・許容積雪量 140cm以上
- ・電源は借用者にて別途、発電機を用意すること。
- ・出入口および窓は、施錠できる構造であること。
- ・出入口付近に照明器具のスイッチがあること。
- ・電源コンセントを1棟あたり2か所程度設置すること。
- ・2棟隣接して設置する場所は、出入口から地面まで傾斜となっていることから、階段またはスロープを設置し、併せて凍結による転倒防止策を講じること。

（2）自家用電気工作物

移動用、ディーゼル：50kVA以下（下記と同等規格品） 2機

- ・メーカー：デンヨー株式会社
- ・型式：DCA-45USKE

5 設置箇所

施設配置図（別紙） ※問い合わせに応じて提供

6 その他特記事項

- (1) 設置場所は別添図のとおり予定しているが、詳細は設置前に発注者に確認すること。
- (2) 建築基準法にかかる事務手続き（建築基準法第85条第5項に基づく許可申請に要する資料等の作成、訂正作業等）を行うこと。
- (3) 設置及び撤去の際には、作業について事前に発注者と日程等の調整・協議を行うこと。
- (4) 本仕様書のほか関係法令に従い、安全に十分配慮し作業を行なうこと。
- (5) 作業に必要な工具、消耗品等は受注者が用意すること。
- (6) 設置撤去費、修繕費、運搬費等は、賃貸借料に含むものとする。
- (7) 賃貸借期間において利用者の通常の使用により生じる傷・劣化に対する修繕に係る費用については、賃貸借料に含むものとする。
- (8) 仮設ハウスの付属設備等の設置後、作動状況の確認を行い、最良の状態ではない場合は、受注者が原因究明に協力すること。
- (9) その他、この仕様に定めのない事項については、発注者と協議を行うこと。

7 提出書類

- (1) 完了届
業務完了時に速やかに提出すること。
- (2) 設置状況等写真（設置前、設置作業状況、設置後、撤去作業状況、撤去後）
業務完了時に速やかに提出すること。
- (3) 許可通知書（建築基準法第85条第5項に基づく）等の原本または写し
業務完了時に速やかに提出すること。
- (4) その他、発注者が求めるもの。
必要の都度提出すること。

8 担当課

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部医療政策課（担当 鳥居）
札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル7階
011-211-3517
gqiryou@city.sapporo.jp